

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年7月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第33号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表保健センターの款健康福祉部の項中「地域支援係長」を「地域支援係長 寄り添い支援係長」に改め、同条第12項中「医療衛生推進室医療衛生センター」を「医療衛生推進室医療衛生企画課」に改める。

第5条医療衛生推進室の款医療衛生企画課の項第18号中「に関する事務の統括」を削り、同号ただし書を削り、同款医療衛生センターの項第17号を削る。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)